

## 子どもの安全に配慮したチェストに関する JIS の制定

— 収納家具などの転倒による子どもの事故を低減するために —

2020 年 12 月 21 日

子どもが家庭内の収納家具の引出しに乗り上げるなどによって収納家具が転倒し、事故に巻き込まれるケースが後を絶ちません。このような状況を踏まえ、収納家具の一つであるチェスト<sup>(※)</sup>の安定性やその試験方法、消費者に対する使用時に安全上留意すべき事項などの情報提供方法を標準化し、JIS S1211 として制定しました。

この規格の制定によって、チェストの安全性の向上、転倒リスク低減の促進などが期待できます。

(※) 収納家具のうち、主に衣類を収納する引出しだけのたんすをチェストと定義して、この JIS の対象製品としました。

### 1. 規格制定の目的・背景

経済協力開発機構（OECD）にはチェストの転倒によって子どもが傷害を受ける事故又は死亡事故の事例が、各国から多く報告されています。我が国でも、チェストの転倒によって子どもが下敷きになるなどの事故が発生しており、死亡事故も確認されています。OECD では、各国に向けた注意喚起を促すキャンペーンを実施し、我が国でもこのキャンペーンに呼応するために、消費者庁によって、消費者に対する注意喚起が行われています。

このような状況を踏まえ、チェストの転倒による子どもの事故防止を図る観点からチェストの安定性やその試験方法、さらには、消費者が安全に製品を利用してもらうために適切とされる事業者と消費者間のコミュニケーションの図り方について、JIS S1211（子どもの安全に配慮したチェストの安定性、及び転倒リスクの低減のための情報提供）を制定しました。



（イラスト：平成 29 年 11 月 10 日消費者庁 News Release）

### 2. 主な規定内容

海外で用いられている規格なども参考に、主に次を規定しました。

#### 【安定性及びその試験方法】

a) 力を加えない状態での安定性：次の試験を実施し、転倒してはならない。

チェストの引出しの全てを引き出し、転倒の有無を確認する（図 1 参照）。チェストの底面の一边でも浮いたら“転倒した”と判定する。

b) 力を加えた状態での安定性：次の試験を実施し、転倒してはならない。

チェストの引出しの一つを引き出し、その最先端部に質量 18kg のおもりを静かに加え、転倒の有無を確認する（図 2 参照）。同様の試験を全ての引出しで実施し、いずれかの引出しの一つでもチェストの底面の一辺が浮いたら“転倒した”と判定する。

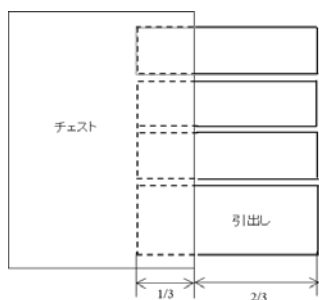


図 1 力を加えない状態での試験方法

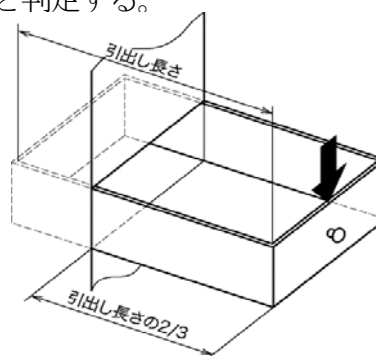


図 2 力を加えた状態での試験方法

#### 【警告表示】

消費者が製品を安全に使用するために知っておくべき危険や注意といった表示事項及びその表示方法について規定しました。

#### 【事業者と消費者とのコミュニケーション】

事業者がチェストの安定性に適合した製品を供給しても転倒リスクがなくなる訳ではなく、消費者に安全に使用してもらう必要があります。そこで事業者は、消費者に対してチェストを安全に使用してもらうための助言・対処方法を与えなければならない旨を規定し、また、それらの情報を明確に伝えるために、あらゆる方法でコミュニケーションを図ることが望ましいとしました。

#### 【取扱説明書の記載例や転倒防止器具など】

規定にはしませんでした。事業者が製品を供給するにあたって参考となるよう、附属書に参考として、①取扱説明書などに記載する注意事項などの例、②転倒防止器具の有効性や種類、③チャイルドレジスタンス機能（子どものいたずらによる事故を防止するための仕組み）の有効性やその機能を検討する際に参考となる子どもの年齢による行動寸法及びチャイルドレジスタンス機能を解除可能な年齢に関するデータ、③事業者と消費者とのコミュニケーションのために参考となる、販売員に求められる知識や販売員が子どもの安全性を確保するために消費者への働きかけをすることが望ましい事項、④チェストの安定性を向上させるための製品設計上の配慮事項を記載しています。

### 3. JIS 制定の期待効果

この規格の制定によって、チェストに求められる安定性の要求事項や事業者が消費者に対して転倒リスク低減のために留意すべき情報提供方法などが標準化され、この規格に基づき事業者が製品供給することによって、製品の安全性の向上、転倒リスクの低減、さらには子どもの特性を踏まえた製品開発の促進などが期待できます。

※日本産業標準調査会（JISC）の HP (<https://www.jisc.go.jp/>) から、「S1211」で JIS 検索すると本文を閲覧できます。

#### 【担当】

経済産業省 産業技術環境局 国際標準課 (03-3501-9277)

(課長) 黒田 (担当) 藤澤、宗像、昇